

令和3年度 第1回上越市特別職報酬等審議会 次第

と き 令和4年1月26日（水）
午前10時から

ところ 上越市役所 木田第一庁舎
4階 401 会議室

1 開 会

2 副市長挨拶

3 議 事

(1) 審議会の役割、所掌事項、これまでの審議内容等について

… 資料1、資料2

(2) 人事院勧告等を踏まえた期末手当の改定等について（報告）… 資料3

(3) 令和4年度の特別職報酬等の取扱いについて … 資料4

(4) その他

4 閉 会

上越市特別職報酬等審議会委員名簿

任期：令和2年8月25日から2年間

江村	奈緒美	CAP・じょうえつ 代表
大滝	幸治	公募委員
大堀	芳和	上越信用金庫 理事長
笹原	茂	えちご上越農業協同組合 経営管理委員会 会長
高橋	信雄	上越商工会議所 会頭
高橋	芳夫	連合新潟上越地域協議会 事務局長
本城	文夫	公募委員
丸山	景子	公募委員
村松	健太	上越青年会議所 副理事長
望月	博	上越市町内会長連絡協議会 副会長
山崎	活美	上越市保護司会

(敬称略 五十音順)

審議会の役割と所掌事項

●上越市特別職報酬等審議会の位置付け

上越市特別職報酬等審議会は、地方自治法第202条の3の規定に基づき、執行機関である上越市長の附属機関として、上越市特別職報酬等審議会条例第1条の規定により設置するもの。

●上越市特別職報酬等審議会の所掌事項

上越市特別職報酬等審議会の所掌事項は、上越市特別職報酬等審議会条例第2条の規定により次のとおり。

第2条 市長は、次に掲げる額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該額について審議会の意見を聴くものとする。

- (1) 議会の議員の議員報酬の額
- (2) 市長、副市長及び教育長の給料の額
- (3) 議会の会派又は議員の政務活動費の額

●特別職の給与

市長等の特別職の職員については、一般職の職員に適用される地方公務員法が適用されない。また、市長等の特別職の職員の給料・報酬については、地方公務員法第24条及び同法第25条の規定の例により、他の地方公共団体の特別職の職員の給与その他の事情を考慮して独自に条例を定め、これを根拠として支給することとされている。

○上越市特別職報酬等審議会条例

最終改正 平成29年6月15日条例第23号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、上越市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、次に掲げる額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該額について審議会の意見を聴くものとする。

(1) 議会の議員の議員報酬の額

(2) 市長、副市長及び教育長の給料の額

(3) 議会の会派又は議員の政務活動費の額

(委員)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する12人以内の委員をもって組織する。

(1) 市の区域内の公共的団体等の代表者

(2) 公募に応じた市民

(3) その他市長が必要と認める者

2 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務管理部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

これまでの審議内容（過去 5 年間）

平成 28 年度

年月日	議 題	主な内容・意見等
H29. 1. 16 平成 28 年度 第 1 回審議会	(現行のまま据え置くため諮問なし) ・市内の経済状況や特別職の国家公務員における取り扱い、県内他団体の動向等を踏まえ、現行のまま据え置くことが適当であることを資料に基づき説明	委員からの意見 ・特になし

平成 29 年度

年月日	議 題	主な内容・意見等
H30. 2. 6 平成 29 年度 第 1 回審議会	(現行のまま据え置くため諮問なし) ・前年に引き続き、市内の経済状況や特別職の国家公務員における取り扱い、県内他団体の動向等を総合的に勘案し、現時点では現行のまま据え置くことが適当であることを資料に基づき説明	委員からの意見 ・特になし

平成 30 年度

年月日	議 題	主な内容・意見等
H31. 1. 23 平成 30 年度 第 1 回審議会	(現行のまま据え置くため諮問なし) ・前年に引き続き、市内の経済状況や特別職の国家公務員における取扱い、県内他団体の動向等を総合的に勘案し、現時点では現行のまま据え置くことが適当であることを資料に基づき説明 ・一般職の給与改定や他団体特別職の報酬等の改定状況のほか、市民の個人所得や財政力の推移等に良好な兆しが見られることや議会議員で構成される検討組織の動向を注視する中で、今後、報酬額等の改定の必要性も生じているものとする	委員からの意見 ・報酬額等の改定について、平均的な値からの判断だけでなく、貧困層にも配慮した検討が必要と考える。 ・市長及び副市長給料の減額措置が長期化しており、何らかの見直しを行う時期を迎えているのではないかと考える。審議会として検討する必要があると考える。 ・議会における議員報酬や政務活動費の見直し検討について、議員のなり手がいない状況にあることを踏まえて議論を尽くしてほしい。

令和元年度

年月日	議 題	主な内容・意見等																			
<p>R2. 1. 29 令和元年度 第 1 回審議会</p>	<p>(給料、報酬は現行のまま据え置くため諮問なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年に引き続き、市内の経済状況や特別職の国家公務員における取り扱い、県内他団体の動向等を踏まえ、現行のまま据え置くことが適当であることを資料に基づき説明 <p>(諮問)</p> <p>○上越市議会政務活動費について、総額は維持し、会派及び議員に交付する額を次のとおり改定する。</p> <table border="1" data-bbox="403 616 1058 1137"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">上越市議会政務活動費</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改定案</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会 派</td> <td>月額 25,000 円 (年額 300,000 円)</td> <td>月額 12,500 円 (年額 150,000 円)</td> <td>月額▲12,500 円 (年額▲150,000 円)</td> </tr> <tr> <td>議 員</td> <td>月額 25,000 円 (年額 300,000 円)</td> <td>月額 37,500 円 (年額 450,000 円)</td> <td>月額+12,500 円 (年額+150,000 円)</td> </tr> <tr> <td>総 額</td> <td>月額 50,000 円 (年額 600,000 円)</td> <td>月額 50,000 円 (年額 600,000 円)</td> <td>増減なし</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 政務活動費の額については、平成 17 年 1 月 1 日に増額改定した以降、現在に至るまでの間、据え置きとなっている。上越市議会においては、平成 22 年 11 月に、議会の基本原則を定めた「議会基本条例」を制定するとともに、この間、議員提案による条例の制定、市民との意見交換会、また、小中学生による議会学習など、議会改革の推進及び議会の活性化に向けた取組が行われている。更に、同議会では、議員のなり手不足等を課題とし、議員定数、報酬及び政務活動費について検討を進めるとともに、意見の集約が行われ、多様化・専門化する市民ニーズ及び政策課題にきめ細かく対応するため、政務活動費について、議員個人が行う調査研究等の活動に重点を置いた改定を実施し、議員の活動の一層の充実、議会の活性化を図りたいとの結論に至ったことから、令和元年 12 月に、議長から政務活動費の見直しについて要請があった。については、これまでの上越市議会における検討状況及び議長からの要請内容を尊重し、政務活動費の見直しについて、本審議会に諮問 	区 分	上越市議会政務活動費			現行	改定案	増減	会 派	月額 25,000 円 (年額 300,000 円)	月額 12,500 円 (年額 150,000 円)	月額▲12,500 円 (年額▲150,000 円)	議 員	月額 25,000 円 (年額 300,000 円)	月額 37,500 円 (年額 450,000 円)	月額+12,500 円 (年額+150,000 円)	総 額	月額 50,000 円 (年額 600,000 円)	月額 50,000 円 (年額 600,000 円)	増減なし	<p>委員からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし <p>(答申)</p> <ul style="list-style-type: none"> 諮問のとおり改定することが適当であると答申。 <p>委員からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 実状に合わせた政務活動費の会派分と議員個人分の額の見直しについて、妥当と感じている。 今は市町村のニーズに合わせて市町村の裁量が大きくなっている。議員の方にも今の上越市のニーズや国の動き等を勉強してもらいながら、上越市の実情に合わせて進めてほしい。 今回の諮問内容について理解はできるが、個人分の返還がかなりあることと、個人差があるように見えるため、そこは検討してほしい。 活動範囲も様々であると思うが、議員個人で使えるものであり、執行残は返還となることを踏まえ、もう少し考えていただきたい。
区 分	上越市議会政務活動費																				
	現行	改定案	増減																		
会 派	月額 25,000 円 (年額 300,000 円)	月額 12,500 円 (年額 150,000 円)	月額▲12,500 円 (年額▲150,000 円)																		
議 員	月額 25,000 円 (年額 300,000 円)	月額 37,500 円 (年額 450,000 円)	月額+12,500 円 (年額+150,000 円)																		
総 額	月額 50,000 円 (年額 600,000 円)	月額 50,000 円 (年額 600,000 円)	増減なし																		

令和2年度

年月日	議 題	主な内容・意見等
R3. 1. 26 令和2年度 第1回審議会	(現行のまま据え置くため諮問なし) ・市内の経済状況や特別職の国家公務員の改定状況、県内他団体との均衡等を踏まえ、現時点では現行のまま据え置くことが適当であることを資料に基づき説明	委員からの意見 ・報酬の水準について、人口規模のみではなく、都市構造や財政規模等で比較する必要があると考える。 ・議員の政務活動費について、市内事業者の成長、市内事業者への還元の意味も含め、市内事業者への発注に協力してもらいたい。



上人第 38710 号
令和 3 年 11 月 19 日

上越市特別職報酬等審議会
委員 ○○ ○○ 様

上越市長 中 川 幹 太
(総務管理部人事課)

特別職の期末手当の改定及び市長の報酬削減について (報告)

日頃から、市政運営に特段のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、この度、下記のとおり特別職の期末手当の改定及び市長の在職期間中の特例措置として報酬を減額することとし、上越市議会 12 月定例会に関係条例の改正案を提案することといたしました。

今回の改正は、審議会の審議事項ではありませんが、委員の皆様へご報告させていただきます。

記

1 特別職の期末手当の改定について

(1) 改定内容

人事院及び新潟県人事委員会の給与勧告等を踏まえ、議会の議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を年間で 0.05 月分引下げるもの

<改定前と改定後の期末手当の支給月数> (単位:月)

区分	改定前	改定後		年間比較
		令和 3 年度	令和 4 年度以後	
6 月期	1.65	1.65	1.625	△0.05
12 月期	1.65	1.60	1.625	
年間計	3.30	3.25	3.25	

【参考】年間の期末手当額の比較 (単位:円)

区分	改定前	改定後	年間比較
議 長	2,096,424	2,064,660	△31,764
副 議 長	1,854,864	1,826,760	△28,104
議 員	1,745,568	1,719,120	△26,448
市 長	3,826,548	3,768,570	△57,978
副 市 長	2,887,632	2,843,880	△43,752
教 育 長	2,497,572	2,459,730	△37,842

※市長の改定後の金額には報酬削減分を考慮していません。

(2) 改定時期

令和 3 年 12 月 1 日 (12 月期に支給する期末手当から適用)

裏面もご覧ください

2 市長の報酬削減について

(1) 改定内容

人口減少の緩和に向けた取組に一定の成果が得られるまで、給料月額を 15% 減額するもの

< 条例の規定と減額後の給料月額 >

(単位：円)

区分	条例上の 給料月額	減額後の 給料月額	比較	
			月額	減額率
市長	966,300	821,355	△144,945	△15%

(2) 改定時期

令和4年1月1日

※ 市長の在職期間中の特例措置として政策的に行う減額措置であり、市内経済の状況や国、他自治体との均衡等を踏まえて定める給料月額を変更するものではないため、審議事項としていません。

3 その他

- ・改定内容の詳細については、1月開催予定の審議会で改めてご報告させていただきます。
- ・上越市町内会長連絡協議会副会長の交代に伴い、新たに委員を委嘱しましたので、同封の委員名簿をご確認ください。

【問合せ先】

〒943-8601 上越市木田 1-1-3
上越市役所 総務管理部人事課：風間、羽深
電話 025-526-5111 (内線 1749、1748)

特別職の年間給与支給額

令和4年1月1日現在の給料・報酬月額を基にした令和4年度支給見込額

給与等 区分	給料・報酬総額		期末手当総額						合計 (A)+(B)
	月額	年額(A)	6月		12月		計		
			支給率	支給額	支給率	支給額	支給率	支給額(B)	
市長	円 966,300	円 11,595,600	1.625	円 1,884,285	1.625	円 1,884,285	3.25	円 3,768,570	円 15,364,170
	821,355	9,856,260	1.625	1,601,642	1.625	1,601,642	3.25	3,203,284	13,059,544
副市長	729,200	8,750,400	1.625	1,421,940	1.625	1,421,940	3.25	2,843,880	11,594,280
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育長	630,700	7,568,400	1.625	1,229,865	1.625	1,229,865	3.25	2,459,730	10,028,130
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
議長	529,400	6,352,800	1.625	1,032,330	1.625	1,032,330	3.25	2,064,660	8,417,460
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
副議長	468,400	5,620,800	1.625	913,380	1.625	913,380	3.25	1,826,760	7,447,560
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
議員	440,800	5,289,600	1.625	859,560	1.625	859,560	3.25	1,719,120	7,008,720
	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 下段の数値は、市長の令和4年1月1日以後の在職期間の給与月額、期末手当を15%減額したものの。

令和4年度 特別職の給料・報酬月額等の取扱い（市の考え方整理）

市の考え方	<p>【給料月額等】一般職の職員及び国家公務員の特別職の改定状況と県内他団体との均衡等を踏まえ、「据え置き」とする。</p> <p>【政務活動費】現行の水準及び過去の改定状況等を踏まえ、「据え置き」とする。</p>
-------	---

《特別職の地方公務員の給与改定に係る基本的な考え方》

特別職の地方公務員の給与改定を行う場合には、以下の諸事情等を総合的に考慮することとされている。

- ① 一般職の職員の給与改定の状況、② 国家公務員の特別職の職員の給与改定の状況、③ 他の地方公共団体との均衡、④ 各自治体における特別職の職員のここ数年来の給与改定の経緯

基本的な考え方／検討要素		参考資料	状況・情勢等	方向性の整理
①	一般職の職員の給与改定の状況	P1～P2	<p>○ 人事院及び新潟県人事委員会の給与勧告に準じて、令和3年度は月例給の改定は行わず、期末手当は支給月数を年間で最大0.1月の引下げ</p> <p>【給与勧告の内容】 月例給 （国）民間給与との較差が極めて小さい（+19円）ため、改定なし （県）職員給与と民間給与が概ね均衡している（+121円）ため、改定なし 期末・勤勉手当 （国）民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.15月分引下げ（引下げ後、年間4.30月） （県）民間の支給状況等を踏まえ、支給月数を0.1月分引下げ（引下げ後、年間4.30月）</p>	<p>◎ <u>月例給は改定なし</u></p> <p>（参考）期末手当は0.05月引下げ、12月の支給に反映済み（引下げ後、年間3.25月）</p>
②	国家公務員の特別職の職員の給与改定の状況	P7	<p>○ <u>俸給月額</u>は改定なし（平成27年度以降、改定されていない）</p> <p>○ 期末手当は一般職の指定職（事務次官等）に準じて年間で0.10月引下げ（引下げ後、年間3.25月） ※ 令和3年度の引下げ相当額は、令和4年6月の期末手当から減額する</p>	
③	他の地方公共団体との均衡	<p>県内他市及び類似団体における当市の水準</p> <p>P3～P5</p>	<p>【県内20市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長 3位 ⇒ 人口規模(3位)相応の水準 ・副市長及び教育長 4位 ⇒ 人口規模(3位)を下回る水準 ・議長、副議長及び議員 3位 ⇒ 人口規模(3位)相応の水準 <p>【類似団体(施行時特例市)23市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長 17位 ⇒ 人口規模(23位)を上回る水準 ・副市長及び教育長 23位 ⇒ 人口規模(23位)相応の水準 ・議長 23位 ⇒ 人口規模(23位)相応の水準 ・副議長及び議員 22位 ⇒ 人口規模(23位)を上回る水準 	◎ <u>概ね人口規模相応の水準を維持</u>
		新潟県及び県内19市の改定状況	P6	<p>【審議会の開催有無】 開催済み：新潟県及び6市、開催予定あり：8市、開催予定なしまたは未定：5市</p> <p>【改定（予定）の有無】</p> <p>○ <u>新潟県、新潟市及び新発田市等の9市は据え置き</u></p> <p>○ <u>小千谷市は議員の報酬のみ引上げ、長岡市等の9市は未定</u></p>
④	当市の特別職の職員のここ数年来の給与改定の経緯	P7	<p>○ 平成22年度及び平成23年度に2年連続で引下げ改定 平成22年度：▲0.3%、平成23年度：▲1.3%</p> <p>○ 平成28年度に給料月額の引上げ 市長：+0.4%、副市長：+1.0%、議長、副議長及び議員：+0.4%</p>	◎ <u>これまで基本的な考え方に即し改定している</u>

基本的な考え方／検討要素		参考資料	状況・情勢等	方向性の整理
参考 ①	直近の地域の社会情勢等	P8～P11	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新潟県の経済動向（12月公表） <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症による影響などから、一部で依然として厳しい状況にあるものの、持ち直しつつある。 ○ 上越管内の有効求人倍率 <ul style="list-style-type: none"> ・11月時点 1.48倍、令和2年同月期と比較して0.28ポイント上昇 ○ 上越市の納税義務者一人当たりの課税対象所得 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度 288.5万円、令和元年度と比較して0.38%増加 ○ 新潟市の消費物価指数（12月時点） <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年同月期と比較して0.5ポイント上昇（令和2年を100として99.5） 	◎ <u>一部で依然として厳しい状況にあるものの、持ち直しつつある。</u>
参考 ②	市の財政状況 (令和2年度普通会計決算状況)	P12	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源額を除いた実質収支は43.5億円 ○ 財政調整基金等残高は80億円を確保 88.6億円（県内1位） ○ 経常収支比率は2.6ポイント良化 92.2（県内10位） ○ 財政力指数は0.008ポイント悪化 0.615（県内5位） ○ 歳入及び歳出決算額の規模 <ul style="list-style-type: none"> ・歳入 県内20市のうち、大きい方から3番目 類似団体23市のうち、大きい方から10番目 ・歳出 県内20市のうち、大きい方から3番目 類似団体23市のうち、大きい方から11番目 	◎ <u>財政調整基金等を活用した財政運営を確保</u>
	政務活動費の状況	P13～15	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内20市のうち3位 ⇒ <u>人口規模(3位)相応の水準</u> ○ 類似団体23市のうち8位 ⇒ <u>人口規模(23位)を上回る水準</u> ○ 令和2年5月に、議員個人の政務活動の充実及び議会の活性化を図るため、議員及び会派の交付額をそれぞれ改定（年間交付額：会派▲15万、議員+15万） <div style="border: 1px dashed blue; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【政務活動費】 上越市議会の議員または会派が行う市政の調査研究や政策の立案等に係る活動に対し、市長が支給する経費</p> <p>【政務活動の範囲】 議員及び会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動</p> <p>【交付額】 議員（一人当たり） 年額450,000円（37,500円/月） 会派（所属議員一人当たり） 年額150,000円（12,500円/月）</p> </div>	◎ <u>概ね人口規模相応の水準を維持</u>

特別職の給料・報酬月額等の取扱い に関する参考資料

《 目 次 》

給与勧告の骨子（人事院）	1
令和 3 年給与勧告等の概要（新潟県人事委員会）	2
県内 20 市の特別職の報酬額等の状況	3
上越市と県内他市との給料（報酬）月額と比較	4
施行時特例市 23 市の特別職の報酬額等の状況	5
県内他団体（県、他市 19 市）の動向	6
上越市における特別職報酬等の改定経過	7
【地域の社会情勢等について】	
新潟県の経済動向（新潟県）	8
最近の雇用失業情勢（ハローワーク上越）	9
県内 20 市の納税義務者一人当たりの課税対象所得の推移	10
消費者物価指数の概況	11
【市の財政状況について】	
上越市の普通会計決算状況の推移	12
【政務活動費について】	
政務活動費	13
県内 20 市の政務活動費の状況	14
施行時特例市 23 市の政務活動費の状況	15

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～ 月例給は改定なし、ボーナスを引下げ(△0.15月分) ～

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査(完了率82.7%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △19円(0.00%)

[行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 407,153円、平均年齢 43.0歳]

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32月 [公務の支給月数 4.45月]

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

<ボーナス>

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和3年度 期末手当	1.275月(支給済み)	1.125月(現行1.275月)
勤勉手当	0.95月(支給済み)	0.95月(改定なし)
4年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

法律の公布日

令和3年給与勧告等の概要

令和3年10月15日
新潟県人事委員会

職員の給与については、民間の給与水準に合わせることを基本とし、国及び他の都道府県の職員の給与等を考慮して決定されていますが、本年も、これらを総合的に勘案し、次のとおり給与勧告を行いました。

本年の給与勧告のポイント

- ① 月例給は、職員給与と民間給与が概ね均衡しているため改定なし
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）を0.1月分引下げ（年間4.40月→4.30月）

1 公民給与の較差等

(1) 職種別民間給与実態調査

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内1,100民間事業所から無作為に抽出した250事業所について、本年4月分の給与等を調査しました。
(調査完了218事業所、調査完了率88.3%、個人別給与調査約6,800人)

(2) 職員給与と民間給与の比較

職員給与については、「知事等の給与の特例に関する条例（以下「特例条例」という。）」による減額措置がとられており、職員給与と民間給与の比較は下記のとおりです。

<月例給>

公務と民間の4月分の給与額を比較しました。

本来支給される給与水準を示すという給与勧告の趣旨から、減額措置前の職員給与と民間給与を比較しています。

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
373,724 円	減額措置前 373,845 円	△121 円 (△0.03%)
	(減額措置後) 363,911 円	9,813 円 (2.70%)

※ 職員給与は、行政職給料表適用者（平均年齢43.9歳、平均経験年数21.8年）で、諸手当（地域手当、扶養手当等）を含む。

<ボーナス>

昨年8月から本年7月までの1年間の民間支給割合と職員支給月数を比較しました。

民間の支給割合 (A)	職員の支給月数 (B)	差 (A) - (B)
4.28 月	4.40 月	△0.12 月

※ 月例給と同様に、給与勧告の趣旨から、特例条例による減額措置を考慮せずに比較

2 給与改定の内容

(1) 月例給（給料表）

職員給与と民間給与が概ね均衡していることから、改定を行わないこととしました。

(2) 期末・勤勉手当

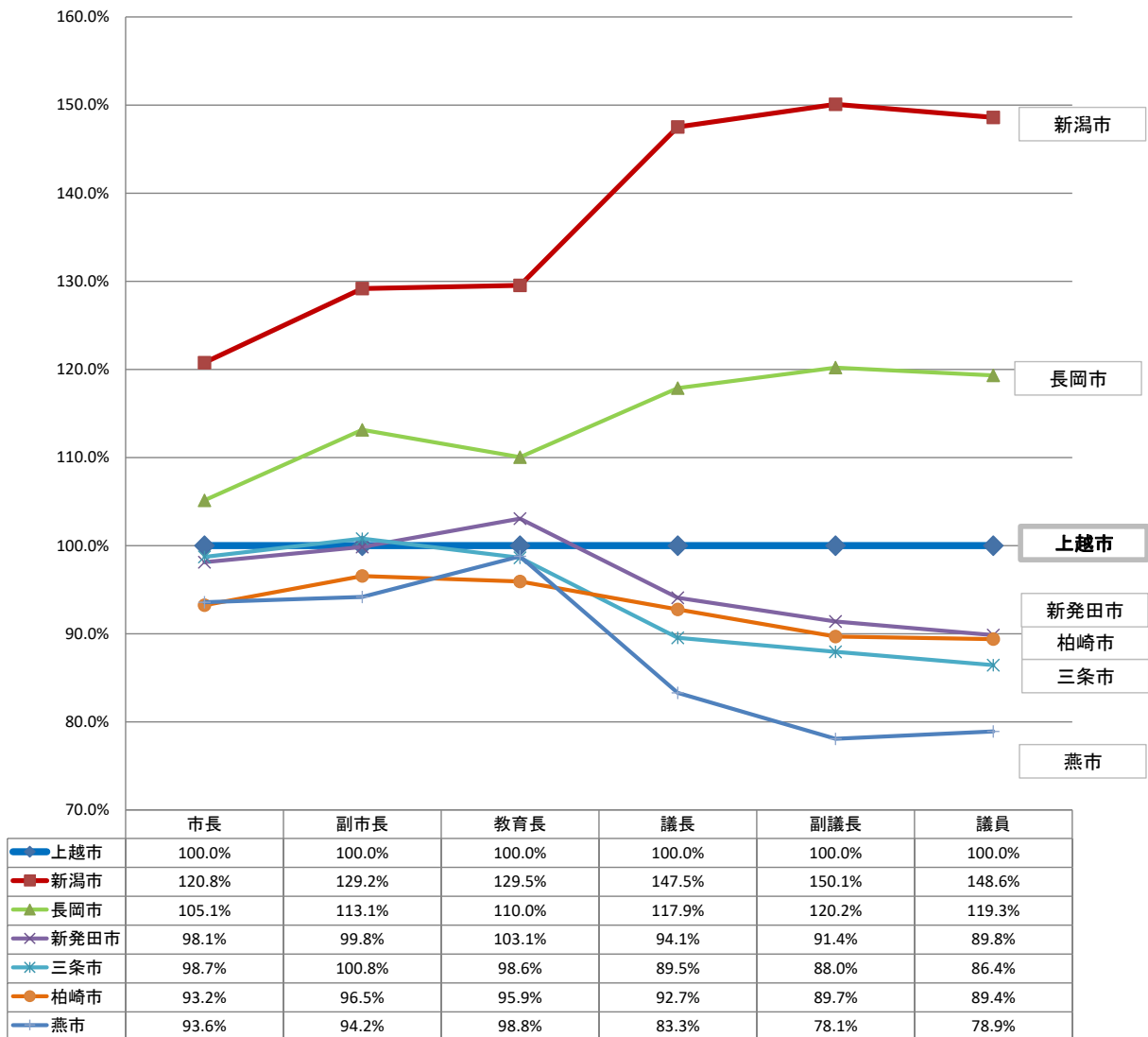
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数を0.1月分引き下げることとしました。

県内20市の特別職の報酬額等の状況（令和3年4月1日現在）

	住民基本台帳人口 (R3.4.1現在)		市 長						副 市 長						教 育 長						議 長						副 議 長						議 員									
			適 用 年 月 日		給 料 月 額		特 例 減 額 措 置		減 額 後 の 月 額		適 用 年 月 日		給 料 月 額		特 例 減 額 措 置		減 額 後 の 月 額		適 用 年 月 日		給 料 月 額		特 例 減 額 措 置		減 額 後 の 月 額		適 用 年 月 日		報 酬 月 額		特 例 減 額 措 置		減 額 後 の 月 額		適 用 年 月 日		報 酬 月 額		特 例 減 額 措 置		減 額 後 の 月 額	
			人	順位	円	順位	円	順位	円	順位	円	順位	円	順位	円	順位	円	順位	円	順位	円	順位	円	順位	円	順位	円	順位	円	順位	円	順位	円	順位	円	順位	円	順位	円	順位		
上 越 市	188,382	3	H28.4.1	966,300	3	△15%	821,355	12	H28.4.1	729,200	4	—	729,200	4	H29.7.27	630,700	4	—	630,700	3	H28.4.1	529,400	3	—	529,400	3	H28.4.1	468,400	3	—	468,400	3	H28.4.1	440,800	3	—	440,800	3				
				当市のみ令和4年1月1日現在						当市のみ令和4年1月1日現在																																
新 潟 市	782,107	1	H28.4.1	1,167,000	1	△20%	933,600	3	H28.4.1	942,000	1	△10%	847,800	1	H23.4.1	817,000	1	—	817,000	1	H28.4.1	781,000	1	△10%	702,900	1	H28.4.1	703,000	1	△10%	632,700	1	H28.4.1	655,000	1	△10%	589,500	1				
長 岡 市	265,171	2	H22.4.1	1,016,000	2	—	1,016,000	1	H22.4.1	825,000	2	—	825,000	2	H22.4.1	694,000	2	—	694,000	2	H27.5.1	624,000	2	—	624,000	2	H27.5.1	563,000	2	—	563,000	2	H27.5.1	526,000	2	—	526,000	2				
三 条 市	95,328	5	H30.4.1	954,000	4	—	954,000	2	H30.4.1	735,000	3	—	735,000	3	H30.4.1	622,000	6	—	622,000	5	H30.4.1	474,000	6	—	474,000	6	H30.4.1	412,000	6	—	412,000	6	H30.4.1	381,000	6	—	381,000	6				
柏 崎 市	81,071	6	H25.4.1	901,000	7	—	901,000	5	H25.4.1	704,000	7	—	704,000	6	H29.4.1	605,000	7	—	605,000	7	H16.4.1	491,000	5	—	491,000	5	H16.4.1	420,000	5	—	420,000	5	H16.4.1	394,000	5	—	394,000	5				
新 発 田 市	95,762	4	H9.4.1	948,000	5	△5%	900,600	6	H9.4.1	728,000	5	△5%	691,600	7	H27.4.1	650,000	3	△5%	617,500	6	H19.5.1	498,000	4	—	498,000	4	H19.5.1	428,000	4	—	428,000	4	H19.5.1	396,000	4	—	396,000	4				
小 千 谷 市	34,318	17	H28.4.1	851,000	9	—	851,000	8	H28.4.1	644,000	11	—	644,000	11	H28.4.1	568,000	12	—	568,000	12	H28.4.1	392,000	9	—	392,000	9	H28.4.1	322,000	9	—	322,000	9	R2.10.1	307,000	9	—	307,000	9				
加 茂 市	25,924	20	H22.4.1	812,300	15	△15%	690,400	20	H22.4.1	622,200	15	△10%	559,900	20	H22.4.1	545,200	17	△5%	517,900	20	H17.12.1	375,900	15	△3%	364,600	16	H17.12.1	311,100	15	△3%	301,700	16	H17.12.1	293,100	15	△3%	284,300	16				
十 日 町 市	50,723	11	H17.4.1	833,200	10	—	833,200	9	H27.4.1	649,900	10	—	649,900	10	H17.4.1	592,700	9	—	592,700	9	H17.4.1	392,000	9	—	392,000	9	H17.4.1	316,000	13	—	316,000	13	H17.4.1	300,000	11	—	300,000	11				
見 附 市	39,842	15	H29.4.1	803,700	16	—	803,700	14	H29.4.1	613,500	17	—	613,500	15	H18.4.1	601,500	8	—	601,500	8	H15.4.1	364,000	18	—	364,000	18	H15.4.1	305,000	16	—	305,000	15	H15.4.1	294,000	14	—	294,000	14				
村 上 市	57,825	8	H30.4.1	800,400	18	—	800,400	16	H30.4.1	614,300	16	—	614,300	14	H30.4.1	545,400	16	—	545,400	15	H21.12.1	359,000	19	—	359,000	19	H21.12.1	295,000	19	—	295,000	19	H21.12.1	273,000	19	—	273,000	19				
燕 市	78,339	7	H31.4.1	904,100	6	—	904,100	4	H31.4.1	686,700	8	—	686,700	8	H31.4.1	623,000	5	—	623,000	4	H31.4.1	440,900	7	—	440,900	7	H31.4.1	365,700	7	—	365,700	7	H31.4.1	347,800	7	—	347,800	7				
糸 魚 川 市	41,010	14	H30.4.1	820,000	13	—	820,000	13	H30.4.1	630,000	14	—	630,000	13	H30.4.1	576,000	11	—	576,000	11	H30.4.1	387,000	13	—	387,000	13	H30.4.1	319,000	12	—	319,000	12	H30.4.1	300,000	11	—	300,000	11				
妙 高 市	31,101	18	H28.4.1	801,200	17	—	801,200	15	H28.4.1	603,400	18	—	603,400	16	H28.4.1	528,100	20	—	528,100	19	H28.4.1	364,500	17	—	364,500	17	H28.4.1	297,200	18	—	297,200	18	H28.4.1	284,100	17	—	284,100	17				
五 泉 市	48,612	12	H30.4.1	859,000	8	—	859,000	7	H30.4.1	655,000	9	—	655,000	9	H30.4.1	588,000	10	—	588,000	10	H30.4.1	405,000	8	—	405,000	8	H30.4.1	331,000	8	—	331,000	8	H30.4.1	313,000	8	—	313,000	8				
阿 賀 野 市	41,238	13	H28.4.1	829,000	11	—	829,000	10	H28.4.1	635,000	12	—	635,000	12	H28.5.22	560,000	15	—	560,000	14	R2.11.1	383,600	14	—	383,600	14	R2.11.1	312,700	14	—	312,700	14	R2.11.1	287,800	16	—	287,800	15				
佐 渡 市	52,467	10	H28.4.1	750,000	20	—	750,000	18	H28.4.1	585,000	19	—	585,000	18	H29.5.8	530,000	18	—	530,000	17	H22.4.1	347,900	20	—	347,900	20	H22.4.1	285,100	20	—	285,100	20	H22.4.1	268,200	20	—	268,200	20				
魚 沼 市	34,904	16	H22.4.1	780,000	19	—	780,000	17	H22.4.1	585,000	19	—	585,000	18	H22.4.1	530,000	18	—	530,000	17	H17.7.3	390,000	12	—	390,000	12	H17.7.3	320,000	11	—	320,000	11	H17.7.3	300,000	11	—	300,000	11				
南 魚 沼 市	54,998	9	H30.4.1	823,300	12	—	823,300	11	R2.12.14	710,000	6	—	710,000	5	H30.4.1	564,800	13	—	564,800	13	H30.4.1	392,000	9	—	392,000	9	H30.4.1	322,000	9	—	322,000	9	H30.4.1	305,000	10	—	305,000	10				
胎 内 市	28,367	19	H17.9.1	815,000	14	△10%	733,000	19	H17.9.1	635,000	12	△5%	603,000	17	H27.12.1	564,000	14	△5%	535,000	16	H30.10.1	365,000	16	—	365,000	15	H30.10.1	301,000	17	—	301,000	17	H30.10.1	275,000	18	—	275,000	18				

- 上越市と県内他市(人口7万人以上)との給料(報酬)月額について比較するもの
- 上越市の給料(報酬)月額を100%として比較

上越市と県内他市(人口7万人以上)との給料(報酬)月額の比較



○上越市の給料(報酬)月額との比較

項目	市長	副市長	教育長	議長	副議長	議員
上越市	966,300	729,200	630,700	529,400	468,400	440,800
(差額)	-	-	-	-	-	-
新潟市	1,167,000	942,000	817,000	781,000	703,000	655,000
(差額)	200,700	212,800	186,300	251,600	234,600	214,200
長岡市	1,016,000	825,000	694,000	624,000	563,000	526,000
(差額)	49,700	95,800	63,300	94,600	94,600	85,200
新発田市	948,000	728,000	650,000	498,000	428,000	396,000
(差額)	△ 18,300	△ 1,200	19,300	△ 31,400	△ 40,400	△ 44,800
三條市	954,000	735,000	622,000	474,000	412,000	381,000
(差額)	△ 12,300	5,800	△ 8,700	△ 55,400	△ 56,400	△ 59,800
柏崎市	901,000	704,000	605,000	491,000	420,000	394,000
(差額)	△ 65,300	△ 25,200	△ 25,700	△ 38,400	△ 48,400	△ 46,800
燕市	904,100	686,700	623,000	440,900	365,700	347,800
(差額)	△ 62,200	△ 42,500	△ 7,700	△ 88,500	△ 102,700	△ 93,000

施行時特例市23市の特別職の報酬額等の状況（令和3年4月1日現在）

	住民基本台帳人口 (R3.4.1現在)		市 長						副 市 長						教 育 長						議 長						副 議 長						議 員											
			適 用 年 月 日		給 料 月 額		減 額 措 置	減 額 後 月 額		適 用 年 月 日		給 料 月 額		減 額 措 置	減 額 後 月 額		適 用 年 月 日		給 料 月 額		減 額 措 置	減 額 後 月 額		適 用 年 月 日		報 酬 月 額		減 額 措 置	減 額 後 月 額		適 用 年 月 日		報 酬 月 額		減 額 措 置	減 額 後 月 額		適 用 年 月 日		報 酬 月 額		減 額 措 置	減 額 後 月 額	
			人	順位	円	順位		円	順位	円	順位		円	順位		円	順位	円	順位		円	順位		円	順位	円	順位		円	順位		円	順位		円	順位	円	順位		円	順位		円	順位
上 越 市	188,382	23	H28.4.1	966,300	17	△15%	821,355	21	H28.4.1	729,200	23	—	729,200	20	H29.7.27	630,700	23	—	630,700	21	H28.4.1	529,400	23	—	529,400	23	H28.4.1	468,400	22	—	468,400	22	H28.4.1	440,800	22	—	440,800	22						
当市のみ令和4年1月1日現在																																												
つくば市 (茨城県)	242,866	11	H6.4.1	927,000	22	—	927,000	17	H6.4.1	762,000	22	—	762,000	18	H6.4.1	680,000	21	—	680,000	18	H6.4.1	547,000	19	—	547,000	19	H6.4.1	480,000	19	—	480,000	19	H6.4.1	447,000	21	—	447,000	21						
伊勢崎市 (群馬県)	212,946	18	H21.12.1	964,000	18	—	964,000	14	H21.12.1	812,000	15	—	812,000	12	H21.12.1	693,000	18	—	693,000	15	H17.1.1	555,000	17	—	555,000	17	H17.1.1	505,000	15	—	505,000	15	H17.1.1	485,000	13	—	485,000	12						
大田市 (群馬県)	224,001	16	H17.3.28	1,010,000	9	—	1,010,000	8	H17.3.28	855,000	8	—	855,000	8	H17.3.28	735,000	11	—	735,000	10	H19.4.1	560,000	15	—	560,000	15	H19.4.1	515,000	13	—	515,000	12	H19.4.1	485,000	13	—	485,000	12						
熊谷市 (埼玉県)	194,542	19	H25.1.1	920,000	23	—	920,000	18	H25.1.1	776,000	19	—	776,000	15	H25.1.1	718,000	14	—	718,000	12	H25.1.1	542,000	20	—	542,000	20	H25.1.1	470,000	21	—	470,000	21	H25.1.1	450,000	19	—	450,000	19						
所沢市 (埼玉県)	344,014	1	H21.4.1	1,029,000	7	—	1,029,000	6	H21.4.1	876,000	5	—	876,000	5	H21.4.1	781,000	2	—	781,000	2	H8.4.1	660,000	6	—	660,000	6	H8.4.1	580,000	9	—	580,000	9	H8.4.1	560,000	6	—	560,000	6						
春日部市 (埼玉県)	233,145	13	H22.4.1	982,000	16	—	982,000	13	H22.4.1	832,000	10	—	832,000	9	H22.4.1	761,000	6	—	761,000	6	H22.4.1	537,000	22	—	537,000	22	H22.4.1	478,000	20	—	478,000	20	H22.4.1	450,000	19	—	450,000	19						
草加市 (埼玉県)	250,579	9	H30.10.29	1,040,000	5	—	1,040,000	5	H30.10.29	875,000	6	—	875,000	6	H30.10.29	750,000	8	—	750,000	8	H12.4.1	540,000	21	—	540,000	21	H12.4.1	505,000	15	—	505,000	15	H12.4.1	470,000	16	—	470,000	16						
平塚市 (神奈川県)	256,430	7	H16.4.1	997,000	11	△10%	897,300	19	H16.4.1	829,000	11	△7%	770,970	16	H16.4.1	726,000	12	△5%	689,700	16	H16.4.1	615,000	11	△5%	584,250	13	H16.4.1	540,000	11	△5%	513,000	13	H16.4.1	502,000	11	△5%	476,900	14						
小田原市 (神奈川県)	188,533	22	H16.4.1	988,000	14	—	988,000	11	H16.4.1	817,000	14	—	817,000	11	H16.4.1	706,000	15	—	706,000	13	H16.4.1	586,000	13	—	586,000	12	H16.4.1	511,000	14	—	511,000	14	H16.4.1	475,000	15	—	475,000	15						
茅ヶ崎市 (神奈川県)	244,377	10	H20.10.1	930,000	21	△10%	837,000	20	H20.10.1	763,000	21	△7%	709,590	21	H27.4.1	692,000	19	△5%	657,400	19	H10.7.1	560,000	15	—	560,000	15	H10.7.1	484,000	18	—	484,000	18	H10.7.1	453,000	17	—	453,000	17						
厚木市 (神奈川県)	223,604	17	H17.12.1	958,000	19	△30%	670,600	22	H17.12.1	780,000	18	△13%	678,600	22	H27.10.1	706,000	15	△7%	656,580	20	H8.4.1	566,000	14	—	566,000	14	H8.4.1	490,000	17	—	490,000	17	H8.4.1	452,000	18	—	452,000	18						
大和市 (神奈川県)	240,344	12	H22.12.1	943,000	20	—	943,000	15	H22.12.1	764,000	20	—	764,000	17	H22.12.1	682,000	20	—	682,000	17	H22.12.1	549,000	18	—	549,000	18	H22.12.1	466,000	23	—	466,000	23	H22.12.1	439,000	23	—	439,000	23						
長岡市 (新潟県)	265,171	5	H22.4.1	1,016,000	8	—	1,016,000	7	H22.4.1	825,000	12	—	825,000	10	H22.4.1	694,000	17	—	694,000	14	H27.5.1	624,000	10	—	624,000	10	H27.5.1	563,000	10	—	563,000	10	H27.5.1	526,000	9	—	526,000	9						
沼津市 (静岡県)	192,644	20	H19.4.1	1,005,000	10	—	1,005,000	9	H19.4.1	800,000	16	—	800,000	13	H27.4.1	725,000	13	—	725,000	11	H19.4.1	600,000	12	—	600,000	11	H19.4.1	537,000	12	—	537,000	11	H19.4.1	493,000	12	—	493,000	11						
富士市 (静岡県)	251,616	8	H25.4.1	990,000	12	—	990,000	10	H25.4.1	800,000	16	—	800,000	13	H27.12.24	742,000	10	—	742,000	9	H25.4.1	653,000	8	—	653,000	8	H25.4.1	594,000	7	—	594,000	7	H25.4.1	524,000	10	—	524,000	10						
春日井市 (愛知県)	310,317	3	H30.4.1	1,072,000	4	—	1,072,000	4	H30.4.1	894,000	3	—	894,000	3	H30.4.1	779,000	3	—	779,000	3	H30.4.1	646,000	9	—	646,000	9	H30.4.1	584,000	8	—	584,000	8	H30.4.1	536,000	8	—	536,000	8						
四日市市 (三重県)	310,610	2	R2.4.1	1,120,000	1	—	1,120,000	1	R2.4.1	911,000	1	—	911,000	1	R2.4.1	767,000	5	—	767,000	5	H30.4.1	693,000	3	—	693,000	3	H30.4.1	631,000	3	—	631,000	3	H30.4.1	591,000	3	—	591,000	3						
岸和田市 (大阪府)	192,160	21	H30.4.1	990,000	12	△35%	643,500	23	H30.4.1	850,000	9	△25%	637,500	23	H30.4.1	750,000	8	△25%	562,500	23	H30.4.1	660,000	6	—	660,000	6	H30.4.1	630,000	4	—	630,000	4	H30.4.1	600,000	2	—	600,000	2						
茨木市 (大阪府)	283,078	4	H30.4.1	983,000	15	—	983,000	12	H30.4.1	858,000	7	—	858,000	7	H30.4.1	785,000	1	—	785,000	1	H23.4.1	758,000	1	△5%	720,100	1	H23.4.1	708,000	1	△5%	672,600	1	H23.4.1	664,000	1	△5%	630,800	1						
加古川市 (兵庫県)	262,349	6	R2.4.1	1,094,000	2	—	1,094,000	2	R2.4.1	904,000	2	—	904,000	2	R2.4.1	779,000	3	—	779,000	3	R2.4.1	673,000	5	—	673,000	5	R2.4.1	610,000	5	—	610,000	5	R2.4.1	563,000	5	—	563,000	5						
宝塚市 (兵庫県)	232,854	14	R3.5.1	1,072,400	3	—	1,072,400	3	R3.5.1	881,100	4	—	881,100	4	R3.5.1	758,100	7	—	758,100	7	R3.5.1	702,400	2	—	702,400	2	R3.5.1	631,100	2	—	631,100	2	R3.5.1	579,400	4	—	579,400	4						
佐賀市 (佐賀県)	230,970	15	H24.4.1	1,039,000	6	△10%	935,100	16	H24.4.1	820,000	13	△10%	738,000	19	H24.4.1	679,000	22	△10%	611,100	22	H24.4.1	692,000	4	—	692,000	4	H24.4.1	607,000	6	—	607,000	6	H24.4.1	553,000	7	—	553,000	7						

※施行時特例市:法定人口が20万人以上を条件とする特例市(H12.4.1施行)が、平成27年4月1日の特例市制度廃止により、特例的に施行時特例市に移行。
 ※都道府県の事務権限の一部が市へ委譲され、事務執行の財源として地方交付税が増額される(委譲事務:都市計画に関する事務、環境保全行政に関する事務等)

県内他団体（県、他市19市）の動向

（令和4年1月18日時点）

●特別職の報酬等の審議状況

団体名	審議会		審議結果 (答申内容)	取扱方針 (予定含む)
	開催	開催期日		
新潟県	開催済	令和3年11月2日	<据置>	一般職の改定状況等を踏まえ据置
新潟市	開催済	令和3年10月20日	<据置>	俸給・報酬月額は据置、期末手当は0.15月引下げ
長岡市	する	令和4年1月31日	—	未定
三条市	する	令和4年1月21日	—	未定
柏崎市	予定なし	—	<据置>	—
新発田市	開催済	令和3年11月4日	<据置>	給料・報酬月額は据置、期末手当は0.10月引下げ
小千谷市	開催済	令和4年1月17日	<一部引上げ>	議員（議長、副議長を除く）の報酬月額を5,000円引上げ
加茂市	開催済	令和3年12月28日	<据置>	—
十日町市	する	令和4年1月25日	—	未定
見附市	予定なし	—	<据置>	—
村上市	予定なし	—	<据置>	—
燕市	開催済	令和4年1月12日	<据置>	—
糸魚川市	する	令和4年1月19日	—	未定
妙高市	する	令和4年2月4日	—	未定
五泉市	未定	—	—	未定
阿賀野市	する	令和4年2月上旬	—	未定
佐渡市	開催済	令和4年1月13日	<据置>	—
魚沼市	する	令和4年1月26日	—	未定
南魚沼市	予定なし	—	<据置>	—
胎内市	する	令和4年1月下旬～2月初旬	—	未定

●特別職の報酬等の審議状況（まとめ）

		団体数	団体名
開催	据置	6	新潟県、新潟市、新発田市、加茂市、燕市、佐渡市
	引上げ	1	小千谷市
	引下げ	0	
	未定	8	長岡市、三条市、十日町市、糸魚川市、妙高市、阿賀野市、魚沼市、胎内市
開催予定なし(据置)		4	柏崎市、見附市、村上市、南魚沼市
開催未定		1	五泉市

《参考》特例減額措置を実施する団体

団体名	内容	期間
上越市	市長15%	R4年1月から人口減少の緩和に向けた取組に一定の成果が得られるまで
新潟県	知事20%、副知事15%、教育長15% 議長・副議長含む議員10%	R1年11月からR6年3月まで ※1 (4年5か月)
新潟市	市長20%、副市長10%	R2年1月からR4年3月まで (2年3か月)
新発田市	市長5%、副市長5%、教育長5%	H31年4月からR4年11月まで (3年8か月)
加茂市	市長15%、副市長10%、教育長5%、 議長・副議長含む議員3%	R1年8月からR5年5月まで ※2 (3年10か月)

※1 議員はR1年11月からR5年4月まで
 ※2 教育長はR1年8月からR4年6月まで
 議員はR2年1月からR5年4月まで

上越市における特別職報酬等の改定経過

(単位：円)

年度	市長		副市長(助役)		教育長		議長		副議長		議員	
	給料月額	改定額 (改定率)	給料月額	改定額 (改定率)	給料月額	改定額 (改定率)	報酬月額	改定額 (改定率)	報酬月額	改定額 (改定率)	報酬月額	改定額 (改定率)
平成21年度	978,000	—	734,000	—			536,000	—	474,000	—	446,000	—
平成22年度	975,000	▲3,000 (▲0.3%)	731,700	▲2,300 (▲0.3%)			534,300	▲1,700 (▲0.3%)	472,500	▲1,500 (▲0.3%)	444,600	▲1,400 (▲0.3%)
平成23年度	962,300	▲12,700 (▲1.3%)	722,200	▲9,500 (▲1.3%)			527,400	▲6,900 (▲1.3%)	466,400	▲6,100 (▲1.3%)	438,800	▲5,800 (▲1.3%)
↓	↓	—	↓	—			↓	—	↓	—	↓	—
平成28年度	966,300	4,000 (+0.4%)	729,200	7,000 (+1.0%)			529,400	2,000 (+0.4%)	468,400	2,000 (+0.4%)	440,800	2,000 (+0.4%)
平成29年度	↓	—	↓	—	630,700	—	↓	—	↓	—	↓	—
↓	↓	—	↓	—	↓	—	↓	—	↓	—	↓	—
令和3年度	↓	—	↓	—	↓	—	↓	—	↓	—	↓	—

<参考>一般職及び国県の特別職の改定状況

年度	一般職				特別職 [※]	
	人事院勧告	新潟県人事委員会勧告	上越市	改定月	国	新潟県
平成21年度	若年層を除く職員の引下げ(平均▲0.2%)	国と同様	県準拠	H21.12～	引下げ (▲0.3%)	↓
平成22年度	若年層を除く職員の引下げ(平均▲0.1%) ※55歳を超える職員はさらに▲1.5%	国と同様の給料表の改定をした上で、3級以上▲1.18%	〃	H22.12～	引下げ (▲0.2%)	↓
平成23年度	40歳以上の職員を対象に引下げ (平均▲0.23%)	据置き	〃	—	引下げ (▲0.5%)	↓
平成24年度	据置き	民間給与格差に基づく給与改定は行わず、3級以上▲1.09%	〃	H25.4～	↓	↓
平成25年度	据置き	民間給与格差に基づく給与改定は行わず、3級以上▲1.03%	〃	—	↓	↓
平成26年度	若年層に限定した引上げ (平均+0.3%)	若年層に限定した引上げ (平均+0.1%)	〃	H26.4～	↓	↓
	一部若年層職員を除き引下げ (平均▲2%)	一部若年層職員を除き引下げ (平均▲1.4%)		H27.4～		
平成27年度	若年層を重点に全級号俸の月額を引上げ (平均+0.4%)	国と同様(平均+0.11%)	〃	H27.4～	引上げ (+0.1%)	引上げ (+0.1%)
平成28年度	若年層を重点に全級号俸の月額を引上げ (平均+0.2%)	国と同様(平均+0.14%)	〃	H28.4～	↓	引上げ (+0.4%)
平成29年度	若年層を重点に全級号俸の月額を引上げ (平均+0.2%)	国と同様(平均+0.12%)	〃	H29.4～	↓	引上げ (+0.8%)
平成30年度	若年層を重点に全級号俸の月額を引上げ (平均+0.2%)	国と同様(平均+0.15%)	〃	H30.4～	↓	引上げ (+0.8%)
令和元年度	若年層職員の月額を引上げ (平均+0.1%)	国と同様(平均+0.08%)	〃	H31.4～	↓	引上げ (+0.8%)
令和2年度	据置き	据置き	〃	—	↓	↓
令和3年度	据置き	据置き	〃	—	↓	↓

※国及び県の特別職は、国は内閣総理大臣等の俸給月額、県は知事等の給料月額の改定状況



新潟県

新潟県の経済動向

令和3年12月21日

県内経済の概況（10月～12月）

県内経済は、新型コロナウイルス感染症による影響などから、一部で依然として厳しい状況にあるものの、持ち直しつつある。

- ・個人消費・物価は、弱い動きがみられる。
- ・住宅投資は、下げ止まっている。
- ・公共投資は、減少している。
- ・設備投資は、持ち直しつつある。
- ・生産は、持ち直しの動きが鈍化している。
- ・企業は、改善の動きがみられる。
- ・雇用は、持ち直しの動きが広がりつつある。

【参考】

○新潟県景気動向指数（令和3年11月30日）

令和3年9月の景気動向指数（CI）の一致指数は、98.1となり、前月から0.8ポイント上昇し、3か月ぶりの上昇となった。

○国内経済の動向（内閣府「月例経済報告」令和3年11月25日）

景気は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和されつつあるものの、引き続き持ち直しの動きに弱さがみられる。

- ・個人消費は、一部に弱さが残るものの、持ち直しの動きがみられる。
- ・設備投資は、持ち直している。
- ・輸出は、おおむね横ばいとなっている。
- ・生産は、持ち直しに足踏みがみられる。
- ・企業収益は、感染症の影響が残る中で、非製造業の一部に弱さがみられるものの、持ち直している。企業の業況判断は、一部に厳しさは残るものの、持ち直しの動きがみられる。
- ・雇用情勢は、感染症の影響が残る中で、弱い動きとなっているものの、求人等の動きに底堅さもみられる。
- ・消費者物価は、底堅さがみられる。

新潟県総務管理部統計課
担当：調査解析班 神丸・上田
電話：025-280-5122
（内線 2448）
ngt010190@pref.niigata.lg.jp

最近の雇用失業情勢(令和3年11月分)

ハローワーク上越

1 求人・求職の状況(新規学卒者を除き、パートを含む全数)

- ① 求人： 前年同月比で新規求人は17.6%増加し、有効求人は8.2%増加した。
 - ② 求職： 前年同月比で新規求職者は7.4%増加し、有効求職者は12.2%減少した。
 - ③ 求人倍率： 新規求人倍率は前年同月より0.18ポイント上昇し、有効求人倍率は前年同月より0.28ポイント上昇した。
- (注) 新潟県求人倍率は季節調整済みの数値。

	新 規						有 効					
	求 人		求 職		新規求人倍率		求 人		求 職		有効求人倍率	
	人	前年同月比 %	人	前年同月比 %	上越所 倍	新潟県 倍	人	前年同月比 %	人	前年同月比 %	上越所 倍	新潟県 倍
28年度	20,472	3.3	13,507	▲ 7.0	1.52	1.86	52,901	2.0	48,063	▲ 6.0	1.10	1.35
29年度	22,488	9.8	11,985	▲ 11.3	1.88	2.15	59,888	13.2	43,744	▲ 9.0	1.37	1.56
30年度	22,916	1.9	11,584	▲ 3.3	1.98	2.28	63,552	6.1	42,601	▲ 2.6	1.49	1.70
元年度	21,888	▲ 4.5	10,882	▲ 6.1	2.01	2.20	61,237	▲ 3.6	43,405	1.9	1.41	1.59
2年度	19,416	▲ 11.3	10,301	▲ 5.3	1.88	1.93	52,560	▲ 14.2	44,852	3.3	1.17	1.22
令和2年11月	1,390	▲ 13.6	743	▲ 11.9	1.87	1.95	4,509	▲ 10.1	3,748	9.8	1.20	1.19
12月	1,660	▲ 10.2	753	▲ 8.8	2.20	2.03	4,650	▲ 8.4	3,611	8.8	1.29	1.20
令和3年1月	1,702	▲ 17.1	783	▲ 28.5	2.17	2.11	4,456	▲ 15.1	3,536	▲ 2.3	1.26	1.28
2月	1,516	▲ 9.2	852	▲ 3.6	1.78	1.81	4,440	▲ 15.1	3,662	▲ 2.1	1.21	1.21
3月	2,273	26.0	1,145	26.9	1.99	2.03	5,093	1.1	4,031	3.4	1.26	1.23
4月	1,477	▲ 10.6	1,229	1.6	1.20	1.95	4,627	0.7	4,164	6.4	1.11	1.26
5月	1,309	15.0	711	▲ 9.5	1.84	2.28	4,430	13.3	3,938	4.3	1.12	1.30
6月	2,026	22.0	784	▲ 3.0	2.58	2.23	4,648	15.9	3,700	▲ 1.5	1.26	1.35
7月	1,492	▲ 8.5	726	▲ 10.1	2.06	2.11	4,499	7.6	3,432	▲ 5.0	1.31	1.37
8月	1,306	5.0	650	▲ 7.8	2.01	2.19	4,439	11.7	3,383	▲ 6.4	1.31	1.40
9月	1,840	8.9	760	▲ 9.7	2.42	2.19	4,503	5.7	3,397	▲ 10.6	1.33	1.42
10月	1,724	▲ 7.3	764	▲ 11.8	2.26	2.25	4,604	2.8	3,254	▲ 14.3	1.41	1.45
11月	1,634	17.6	798	7.4	2.05	2.13	4,877	8.2	3,288	▲ 12.2	1.48	1.44

2 求人・求職の状況(パートを除く常用)

- ① 求人： 前年同月比で新規求人は8.7%増加し、有効求人は12.0%増加した。
- ② 求職： 前年同月比で新規求職者は8.9%増加し、有効求職者は9.7%減少した。
- ③ 求人倍率： 新規求人倍率は前年同月と同様、有効求人倍率は前年同月より0.33ポイント上昇した。

	新 規					有 効				
	求 人		求 職		新規求人倍率	求 人		求 職		有効求人倍率
	人	前年同月比 %	人	前年同月比 %		人	前年同月比 %	人	前年同月比 %	
28年度	11,338	3.2	8,069	▲ 9.9	1.41	29,930	2.1	28,912	▲ 9.2	1.04
29年度	12,506	10.3	7,199	▲ 10.8	1.74	34,177	14.2	26,039	▲ 9.9	1.31
30年度	13,069	4.5	7,003	▲ 2.7	1.87	37,093	8.5	25,238	▲ 3.1	1.47
元年度	12,767	▲ 2.3	6,263	▲ 10.6	2.04	36,382	▲ 1.9	24,692	▲ 2.2	1.47
2年度	11,801	▲ 7.6	5,793	▲ 7.5	2.04	33,425	▲ 8.1	24,819	0.5	1.35
令和2年11月	873	▲ 9.1	418	▲ 7.5	2.09	2,772	▲ 7.9	2,062	6.2	1.34
12月	1,035	▲ 5.7	388	▲ 12.4	2.67	2,831	▲ 9.3	1,976	4.9	1.43
令和3年1月	805	▲ 29.6	388	▲ 29.8	2.07	2,611	▲ 17.2	1,889	▲ 2.1	1.38
2月	959	▲ 3.4	520	8.6	1.84	2,744	▲ 10.4	2,000	0.2	1.37
3月	1,436	32.2	649	16.3	2.21	3,191	6.0	2,196	4.8	1.45
4月	936	▲ 10.2	616	1.0	1.52	3,062	2.0	2,273	5.5	1.35
5月	835	3.3	402	▲ 9.3	2.08	2,973	11.0	2,107	1.8	1.41
6月	1,291	22.8	465	▲ 4.9	2.78	3,057	13.7	1,979	▲ 4.5	1.54
7月	973	7.8	461	▲ 12.2	2.11	2,987	9.7	1,907	▲ 8.4	1.57
8月	847	3.8	421	6.0	2.01	2,953	14.2	1,919	▲ 7.0	1.54
9月	1,272	13.2	466	▲ 3.5	2.73	3,104	10.3	1,950	▲ 9.1	1.59
10月	1,018	7.3	476	▲ 1.4	2.14	3,044	9.3	1,877	▲ 11.0	1.62
11月	949	8.7	455	8.9	2.09	3,104	12.0	1,862	▲ 9.7	1.67

県内20市の納税義務者一人当たりの課税対象所得の推移

※ 上段 一人当たりの課税対象所得
 ※ 下段 県内順位

【単位:千円】

市名	平成26年度	前年比	平成27年度	前年比	平成28年度	前年比	平成29年度	前年比	平成30年度	前年比	令和元年度	前年比	令和2年度	前年比
上越市	2,778	1.39%	2,791	0.47%	2,814	1.30%	2,830	0.57%	2,859	1.03%	2,874	1.55%	2,885	0.38%
	2位		2位		2位		2位		2位		-		-	
新潟市	2,904	1.12%	2,932	0.95%	2,942	1.33%	3,001	1.98%	3,041	1.36%				
	1位		1位		1位		1位		1位					
長岡市	2,725	0.46%	2,756	1.14%	2,805	2.94%	2,819	0.51%	2,850	1.07%				
	4位		3位		4位		3位		3位					
三条市	2,645	1.13%	2,666	0.79%	2,811	6.27%	2,740	-2.54%	2,760	0.74%				
	5位		6位		3位		6位		6位					
柏崎市	2,725	1.24%	2,734	0.34%	2,771	1.68%	2,789	0.65%	2,807	0.63%				
	3位		4位		5位		4位		4位					
新発田市	2,562	0.79%	2,563	0.02%	2,596	1.32%	2,638	1.62%	2,643	0.18%				
	8位		8位		7位		7位		7位					
小千谷市	2,500	-1.02%	2,533	1.31%	2,573	2.92%	2,578	0.21%	2,602	0.93%				
	11位		10位		8位		9位		9位					
加茂市	2,525	4.77%	2,458	-2.65%	2,444	-3.22%	2,448	0.18%	2,483	1.43%				
	9位		14位		15位		15位		15位					
十日町市	2,370	1.24%	2,390	0.85%	2,402	1.34%	2,422	0.86%	2,434	0.50%				
	19位		19位		18位		18位		19位					
見附市	2,446	0.95%	2,486	1.63%	2,506	2.45%	2,512	0.22%	2,561	1.98%				
	14位		11位		12位		11位		12位					
村上市	2,370	0.67%	2,400	1.28%	2,416	1.95%	2,447	1.28%	2,433	-0.59%				
	18位		18位		16位		16位		20位					
燕市	2,630	1.08%	2,667	2.19%	2,703	2.78%	2,749	1.69%	2,765	0.61%				
	6位		5位		6位		5位		5位					
糸魚川市	2,508	0.66%	2,533	1.02%	2,540	1.29%	2,586	1.80%	2,604	0.71%				
	10位		9位		10位		8位		8位					
妙高市	2,580	1.32%	2,604	0.94%	2,570	-0.39%	2,566	-0.16%	2,599	1.29%				
	7位		7位		9位		10位		10位					
五泉市	2,342	2.45%	2,380	1.61%	2,354	0.48%	2,407	2.26%	2,439	1.33%				
	20位		20位		20位		20位		18位					
阿賀野市	2,388	0.79%	2,463	3.12%	2,402	0.56%	2,435	1.39%	2,450	0.61%				
	17位		13位		19位		17位		17位					
佐渡市	2,414	0.65%	2,412	-0.06%	2,410	-0.14%	2,407	-0.12%	2,453	1.89%				
	15位		17位		17位		19位		16位					
魚沼市	2,404	-0.60%	2,414	0.41%	2,453	2.04%	2,459	0.25%	2,485	1.04%				
	16位		16位		14位		14位		14位					
南魚沼市	2,462	0.57%	2,455	-0.29%	2,535	2.96%	2,508	-1.08%	2,582	2.97%				
	13位		15位		11位		13位		11位					
胎内市	2,468	0.76%	2,467	-0.04%	2,498	1.25%	2,511	0.52%	2,531	0.76%				
	12位		12位		13位		12位		13位					

未公表

未公表

※納税義務者一人当たりの課税対象所得：全課税対象所得から全納税義務者数を除いた値
 ※引用元：(平成26年度～平成30年度)内閣府 経済・財政と暮らしの指標「見える化ポータルサイト」 URL: <http://wwwb.cao.go.jp/ittaikaikaku/mieruka/index.php>
 (令和元年度及び令和2年度)当市税務課から提供の課税対象所得及び納税義務者数により算出(上越市分のみ)

消費者物価指数（令和2年基準）の概況

【全 国】

区 分	概況値	出 典
総合指数	令和2年を100として 100.1 令和2年同月期と比較して0.6pt 上昇	*総務省統計局「2020年基準消費者物価指数全国 2021年(令和3年)11月分」より引用
生鮮食品を除く総合指数	令和2年を100として 100.1 令和2年同月期と比較して0.5pt 上昇	
生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数	平成2年を100として 99.2 令和2年同月期と比較して0.6pt 下落	

【新潟市】

区 分	概況値	出 典
総合指数	令和2年を100として 99.5 令和2年同月期と比較して0.5pt 上昇	*新潟県総務管理部長計課「新潟市消費者物価指数(令和3年12月速報)」より引用
生鮮食品を除く総合指数	令和2年を100として 99.6 令和2年同月期と比較して0.3pt 上昇	
食料(酒類を除く)及びエネルギーを除く総合指数	令和2年を100として 97.4 令和2年同月期と比較して2.3pt 下落	

消費者物価指数

全国の世帯が購入する財及びサービスの価格変動を総合的に測定し、物価の変動を時系列的に測定するもので、家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によってどう変化するかを指数値で示したもの。

(生計費の変化を測定するものではない。)

指数の基準年

基準年は、西暦年の末尾が0と5の年を基準時として、5年ごとに改定(基準改定)しています。その際、併せて指数に採用する品目などの見直しも行っている。

※令和3年(2021年)8月に令和2年(2020年)基準へ切替え

上越市普通会計決算状況の推移（過去10年分：平成23年度～令和2年度）

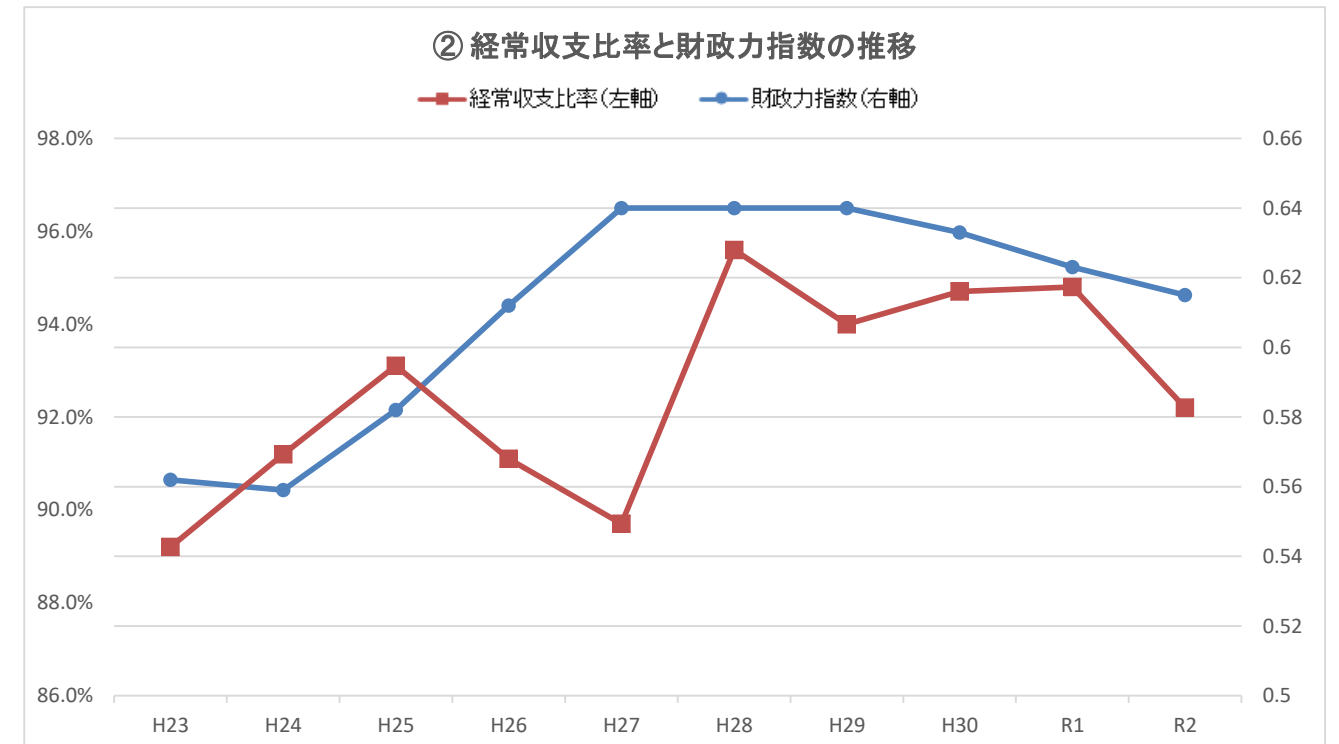
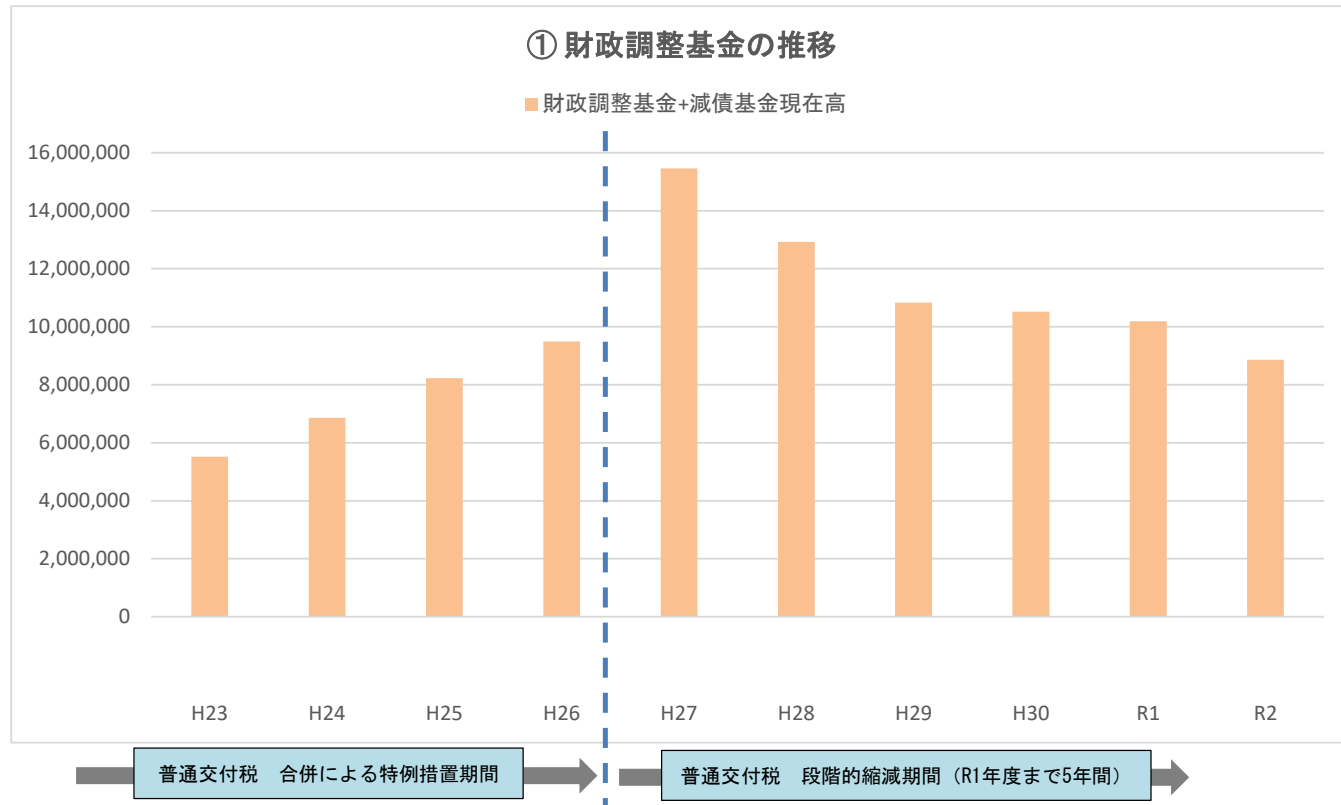
(単位:千円)

区分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
歳入総額	115,657,070	128,239,124	111,273,605	113,188,150	104,643,145	111,785,834	113,983,722	100,669,650	102,378,761	122,450,668
歳出総額	111,300,540	123,709,809	106,846,588	108,326,199	102,504,280	109,304,704	109,458,074	96,613,117	97,972,706	117,633,219
歳入歳出差引	4,356,530	4,529,315	4,427,017	4,861,951	2,138,865	2,481,130	4,525,648	4,056,533	4,406,055	4,817,449
実質収支 ※1	3,115,095	3,811,116	3,589,570	4,356,403	1,849,769	1,831,402	3,275,102	3,071,240	3,811,335	4,347,292
実質収支比率 ※2	5.3%	6.4%	6.0%	7.3%	3.1%	3.2%	5.8%	5.4%	6.8%	7.6%
財政調整基金+減債基金現在高 ※3	5,516,362	6,857,186	8,228,746	9,497,010	15,456,881	12,925,333	10,835,350	10,520,023	10,188,899	8,860,733
前年度比	—	1,340,824	1,371,560	1,268,264	5,959,871	▲ 2,531,548	▲ 2,089,983	▲ 315,327	▲ 331,124	▲ 1,328,166
経常収支比率 ※4	89.2%	91.2%	93.1%	91.1%	89.7%	95.6%	94.0%	94.7%	94.8%	92.2%
人件費	22.0%	23.8%	24.3%	23.7%	23.8%	24.8%	24.2%	24.5%	23.7%	23.8%
財政力指数 ※5	0.562	0.559	0.582	0.612	0.640	0.640	0.640	0.633	0.623	0.615
将来負担比率 ※6	146.8%	134.8%	126.5%	115.7%	90.0%	85.6%	91.1%	85.2%	91.5%	80.5%

①のグラフ

②のグラフ

②のグラフ



- ※1 実質収支 …… 歳入歳出差引額（歳入総額－歳出総額）から、翌年度に繰越すべき財源額を差し引いたもの
- ※2 実質収支比率 …… 実質収支の標準財政規模に対する割合
- ※3 財政調整基金 …… 自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金
- ※4 経常収支比率 …… 人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、市税、地方交付税、地方譲与税などの経常一般財源がどの程度使われているかを示す割合
新たな事業や事業の拡充にどの程度対応できるか、いわゆる財政の弾力性を示しており、低いほどよい
- ※5 財政力指数 …… 各自治体が標準的な行政を行う場合に必要一般財源額のうち、どの程度、地方税等の収入で賄えるかを示したもの
- ※6 将来負担比率 …… 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する割合で、財政健全化法に基づく是正措置の判断指標

政務活動費

政務活動費の趣旨・経緯

- 平成 11 年 7 月に地方分権一括法が成立し、平成 12 年地方自治法の一部改正により政務調査費交付制度が設立
- 平成 24 年の地方自治法の一部を改正する法律により、政務調査費交付制度を「政務活動費交付制度」に変更
 - ※交付目的を「議会の議員の調査研究に資するため」から「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改定
 - ※名称を「政務調査費」から「政務活動費」とし、政務活動費を充てることができる経費の範囲等を条例で定め、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めることを法に規定

上越市の政務活動費

- 平成 12 年の地方自治法の一部改正を受け、平成 13 年 4 月 1 日に上越市議会政務調査費の交付に関する条例を制定・施行
- 平成 24 年の地方自治法の一部改正を受け、平成 24 年 12 月議会にて上越市議会政務活動費の交付に関する条例を制定
- 上越市議会において、政務活動の範囲を「議員及び会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」と定義

〔政務活動の対象となる諸活動〕

- ① 会派、議員が市政全般の課題、議会で審議する案件について行う調査研究、情報収集のための活動
- ② 会派、議員が本会議や委員会等で行う質問、提案について行う調査研究、情報収集のための活動
- ③ 会派、議員が政策立案を行うための調査研究、情報収集のための活動
- ④ 会派、議員が国、都道府県、市町村の議員、行政関係者との意見交換、情報収集のために行う活動
- ⑤ 会派、議員が要請、陳情を行うための活動
- ⑥ 会派、議員が各種団体関係者との意見交換、情報収集のために行う活動
- ⑦ 会派、議員が住民からの要望、相談、意見を聴取し、または、住民との意見交換のために行う活動
- ⑧ 会派、議員が住民に対して行う広報活動

県内20市の政務活動費の状況(令和3年4月1日現在)

区分	交付対象	交付方法	1人当たり月額交付額			1人当たり 年間交付額	順位	人口	順位
			会派分	議員個人分	合計				
上越市	会派及び議員	年2回 (4、10月)	12,500円	37,500円	50,000円	600,000円	3位	188,382人	3位
新潟市	会派及び議員 (選択制)	年4回 (4、7、10、1月)	150,000円	-	150,000円	1,800,000円	1位	782,107人	1位
			30,000円	120,000円	150,000円				
			-	120,000円	120,000円				
長岡市	会派(無所属は1 会派とみなす)	年2回 (4、10月)	60,000円	-	60,000円	720,000円	2位	265,171人	2位
三条市	会派(無所属は1 会派とみなす)	年1回 (4月)	30,000円	-	30,000円	360,000円	4位	95,328人	5位
柏崎市	会派(無所属は1 会派とみなす)	年2回 (4月、10月)	30,000円	-	30,000円	360,000円	4位	81,071人	6位
新発田市	議員	年1回 (4月)	-	20,000円	20,000円	240,000円	6位	95,762人	4位
小千谷市	議員	年1回	-	8,000円	8,000円	96,000円	18位	34,318人	17位
加茂市	会派	年2回 (4、10月)	5,000円	-	5,000円	60,000円	20位	25,924人	20位
十日町市	会派(無所属は1 会派とみなす)	年1回	12,500円	-	12,500円	150,000円	12位	50,723人	11位
見附市	会派(無所属は1 会派とみなす)	年1回 (4月)	10,000円	-	10,000円	120,000円	14位	39,842人	15位
村上市	会派及び議員	年1回 (4月)	5,000円	5,000円	10,000円	120,000円	14位	57,825人	8位
燕市	会派(無所属は1 会派とみなす)	年1回 (4月)	20,000円	-	20,000円	240,000円	6位	78,339人	7位
糸魚川市	会派又は議員 (無所属)	年1回 (4月)	15,300円	(15,300円)	15,300円	183,600円	9位	41,010人	14位
妙高市	議員	年1回	-	15,000円	15,000円	180,000円	10位	31,101人	18位
五泉市	議員	年1回	-	12,500円	12,500円	150,000円	12位	48,612人	12位
阿賀野市	会派又は議員 (無所属)	年2回	15,000円	(15,000円)	15,000円	180,000円	10位	41,238人	13位
佐渡市	会派又は議員 (無所属)	年1回	10,000円	(10,000円)	10,000円	120,000円	14位	52,467人	10位
魚沼市	会派又は議員 (無所属)	年2回 (4月、10月)	8,000円	(8,000円)	8,000円	96,000円	18位	34,904人	16位
南魚沼市	会派又は議員 (無所属)	年2回	17,000円	(17,000円)	17,000円	204,000円	8位	54,998人	9位
胎内市	会派及び議員	年1回 (4月)	6,000円	4,000円	10,000円	120,000円	14位	28,367人	19位

施行時特例市23市の政務活動費の状況(令和3年4月1日現在)

区分	交付対象	交付方法	1人当たり月額交付額			1人当たり 年間交付額	順位	人口	
			会派分	議員個人分	合計			順位	順位
上越市	会派及び議員	年2回 (4、10月)	12,500円	37,500円	50,000円	600,000円	8位	188,382人	23位
つくば市	会派	年2回 (4、10月)	30,000円	-	30,000円	360,000円	21位	242,866人	11位
伊勢崎市	会派	年4回	35,000円	-	35,000円	420,000円	18位	212,946人	18位
太田市	会派	年2回 (4、10月)	35,833円	-	35,833円	430,000円	17位	224,001人	16位
熊谷市	会派及び議員	年1回 (4月)	15,833円	15,000円	30,833円	370,000円	20位	194,542人	19位
所沢市	議員	年2回 (4、10月)	-	70,000円	70,000円	840,000円	2位	344,014人	1位
春日部市	会派	年1回 (4月)	50,000円	-	50,000円	600,000円	8位	233,145人	13位
草加市	会派又は議員 (無所属)	年2回 (4、10月)	50,000円	(50,000円)	50,000円	600,000円	8位	250,579人	9位
平塚市	議員	年1回	-	50,000円	50,000円	600,000円	8位	256,430人	7位
小田原市	議員	年2回 (4月、10月)	-	65,000円	65,000円	780,000円	5位	188,533人	22位
茅ヶ崎市	会派	年2回 (4、10月)	40,000円	-	40,000円	480,000円	14位	244,377人	10位
厚木市	会派又は議員 (無所属)	年2回 (4、10月)	60,000円	(60,000円)	60,000円	720,000円	6位	223,604人	17位
大和市	会派又は議員 (無所属)	年2回 (4、10月)	35,000円	(35,000円)	35,000円	420,000円	18位	240,344人	12位
長岡市	会派(無所属は1 会派とみなす)	年2回 (4、10月)	60,000円	-	60,000円	720,000円	6位	265,171人	5位
沼津市	会派	年2回	40,000円	-	40,000円	480,000円	14位	192,644人	20位
富士市	会派	年1回 (4月)	37,500円	-	37,500円	450,000円	16位	251,616人	8位
春日井市	会派	年1回 (4月)	30,000円	-	30,000円	360,000円	21位	310,317人	3位
四日市市	会派	毎月 (後払い)	70,000円	-	70,000円	840,000円	2位	310,610人	2位
岸和田市	会派	年2回 (4、10月)	50,000円	-	50,000円	600,000円	8位	192,160人	21位
茨木市	会派又は議員 (無所属)	年4回 (4、7、10、1月)	25,000円	(25,000円)	25,000円	300,000円	23位	283,078人	4位
加古川市	会派又は議員 (無所属)	年4回 (4、7、10、1月)	70,000円	(70,000円)	70,000円	840,000円	2位	262,349人	6位
宝塚市	会派又は議員 (無所属)	年4回 (4、7、10、1月)	76,000円	(76,000円)	76,000円	912,000円	1位	232,854人	14位
佐賀市	会派	年2回 (4、10月)	50,000円	-	50,000円	600,000円	8位	230,970人	15位